

国分寺市旧庁舎用地利活用事業コンストラクション・マネジメント業務委託に関する公募型プロポーザル実施 要領

令和 7 年 4 月 25 日

国 分 寺 市

【事務局】

国分寺市 政策部 公共施設マネジメント課

公共施設マネジメント担当

所在地：〒185-8501 東京都国分寺市泉町 2-2-18

電話：042-325-0114

E-mail：ko_mg@city.kokubunji.tokyo.jp

1 業務の概要

(1) 件名

国分寺市旧庁舎用地利活用事業コンストラクション・マネジメント業務委託

(2) 事業目的

国分寺市旧庁舎用地利活用事業は複合公共施設整備事業（国分寺市の資金で建設）と民間活用事業（国分寺市から借地し、自らの資金で建設・施設運用）から構成され、同一事業者によりこれらの整備等を行う官民一体発注方式としている。このうち前者は、既存の複数の公共施設を集約した施設を新たに建設するもので、事業者には設計・施工を一括して民間事業者委ねる方式（以下、「DB方式」という）を採用している。

本事業は約3年間にわたる長期間の事業であること、また官民一体的に整備を行う事業であることを鑑み、より専門的な知見や経験を踏まえながら、適切かつ確実な進捗管理を行うことを目的として、コンストラクション・マネジメント業務（以下「CM業務」という。）及び工事監督員業務の補助業務を委託するものである。

上記の本業務の特性を踏まえ、事業者の選定には、価格以外の提案部分を総合的に評価できる公募型プロポーザル方式を採用する。

(3) 業務内容

詳細は別添「業務委託仕様書」を参照。

(4) 履行期間

契約締結日の翌日から令和11年3月31日（土）まで

なお、委託業務を継続することが適当でないと認められるときは、契約書に基づき、契約を解除することがある。

(5) 履行場所

市が指定する場所

国分寺市泉町2-2-18（打合せ等）、国分寺市戸倉1-6-1（現場確認等）

(6) 本委託事業の位置づけ

本委託事業は、市が国分寺市旧庁舎用地利活用事業を進めるに当たり、市に技術的な支援を提供するものとして位置づける。

旧庁舎用地は、市の貴重な一定規模の市有地であり、公共施設の再配置への有効活用や恋ヶ窪駅周辺のまちづくりに資することが肝要である。そこで、令和3年3月に「国分寺市現庁舎用地利活用基本方針」（以下「基本方針」という。）を定め、利活用の基本的な方針として、公共施設と民間施設からなる複合用途とし、公共施設については、旧庁舎用地へ再配置し複合化して建て替える対象

の施設を定めている。

「国分寺市現庁舎用地利活用基本計画」（以下「基本計画」という。）は、市の関連する上位計画及び基本方針を受け、公共施設部分の施設構成、導入機能等の基本的要件を定め、民間施設部分の基本的な条件を定めることを目的として、令和５年３月に策定している。

基本方針・基本計画を踏まえて、令和５年度より基本設計と施設内容に係る市民参加を行った。令和７年１１月（予定）にＤＢ方式による実施設計、建設工事及び工事監理並びに民間活用事業を行う事業者（以下、「利活用事業事業者」という。）の選定を行う。なお、市は、利活用事業事業者の選定を行うための公募資料を令和７年４月１日に公表した。

旧庁舎用地の利活用に係る上記の背景のもと、本委託事業の実施事業者には、主に複合公共施設整備事業について、技術的な中立性を保ちつつ、市の側に立ち、設計や施工の各段階で工程管理、品質管理、コスト管理、複合公共施設における運用管理などとともに、工事監督員の補助が求められる。

(7) 委託料上限額（消費税及び地方消費税を含む。）

148,412 千円

【内訳】 令和７年度 11,686 千円

令和８～１０年度 136,726 千円

提案は、上記委託料上限額を超えてはならない。

(8) 実施方法

公募型プロポーザル方式

2 プロポーザルのスケジュール

・事業者選定スケジュール（予定）

	項目	期間等
1	プロポーザル方式等の実施の公表	令和７年４月２５日（金）から 令和７年５月２３日（金）午後５時まで
2	質問受付	令和７年４月２５日（金）から 令和７年５月９日（金）午後５時まで
3	質問回答	令和７年５月１６日（金）まで
4	参加申込書の受付	令和７年５月１９日（月）から 令和７年５月２３日（金）午後５時まで

5	一次審査	令和7年6月6日（金）
6	一次審査結果通知	令和7年6月11日（水）まで
7	二次審査	令和7年6月30日（月）
8	審査結果通知	令和7年7月7日（月）まで
9	優先交渉権者との協議（提案内容に基づく仕様書最終調整）	令和7年7月17日（木）まで
10	契約締結	令和7年7月31日（木）

・事業スケジュール（予定）

	項目	期間等
1	【事業費（契約工事費等）精査】 ○DB方式契約時に提案内容と事業費の精査等を行う。 【運用検討等に係る補助業務】 ○オープンハウス、パネル展示、アンケート、パブリック・コメント（市民説明会含む）等の資料作成・まとめ等の作業 ○バリアフリー識見者・障害者団体等の意見聴取に係る支援	令和7年度 5か月（予定）
2	【実施設計時の業務】 ○提案内容を踏まえた実施設計の確認・協議等業務 ○実施設計に係る妥当性・品質等の確認、事業費等の精査 ○民間施設と公共施設との調整・確認（一体的設計内容に係る法適合性・運用方法等） ○家具・備品の確認・精査	令和7・8年度 12か月（予定）
3	【工事施工時の業務】 ○工事（追加工事等を含む）の品質・コスト等の確認・精査・調整	令和8・9・10年度 24か月（予定）
4	【工事監督員の補助業務】 ○市の監督員の補助業務として、工事内容確認、各種検査等の立ち合い、工事書類・写真の確認 ○工事内容、金額の変更に伴う協議・調整・資料作成等 ○国庫補助に関する検討・調整・資料作成等	令和8・9・10年度 24か月（予定）
5	【付帯工事の業務】 ○北59号線道路整備、図書館貸出システム等付帯工事の品質・コスト等の確認・精査・調整	令和8・9・10年度 24か月（予定）

6	【執務環境整備・引越マネジメント・運用開始支援の業務】 ○引越スケジュール、家具・備品の搬入等の引越マネジメント、運用開始準備・開業イベントの支援	令和10年度 3か月（予定）
7	【地域貢献金額の精査及び改善指導等の業務】 ○提案にもとづき設定された地域貢献金額の目標達成に向けた進捗の精査及び進捗状況が思わしくない場合の改善指導・調整	令和7・8・9・ 10年度

3 公募方法

(1) 公募方法

国分寺市ホームページ、電子調達サービス

(2) 企画提案参加申込書の受付期間

令和7年5月19日（月）から令和7年5月23日（金）午後5時まで

（公表期間 令和7年4月25日（金）から令和7年5月23日（金）午後5時まで）

4 質疑・回答

(1) 質問書の提出

本プロポーザルに関する質疑がある場合は、質疑の内容を簡潔に記した「質問書」（様式第1号）を使用し提出すること。

なお、以下の場合による質疑は受け付けない。

- ・電話等口頭での質疑。
- ・問い合わせ期間外の質疑。
- ・実施要領等に記載されていない事項に関する質疑。

(2) 提出方法

質疑は、事務局まで電子メールにより行うものとする。

電子メールの送信後に、送信した旨を事務局まで電話で連絡し到達確認を行うこと。

送付先アドレス：ko_mg@city.kokubunji.tokyo.jp

電話：042-325-0114

(3) 提出期間

質問書の受付期間は、令和7年4月25日（金）から令和7年5月9日（金）午後5時まで（必着）とする。

なお、質問書の到達確認の電話連絡は、閉庁日を除く午前9時から正午まで、午後1時から午後5時までとする。

(4) 回答方法

質疑に対する回答は、令和7年5月16日（金）までにホームページにて公表する。

5 参加資格要件等

(1) 参加資格

本プロポーザルに参加する者は、以下の全ての要件を満たしている者とする。ただし、JVの場合は、構成員数は当該共同企業体を代表する構成員（以下「代表者」という。）及びその他の構成員合わせて2者以内、構成員の出資比率は30%以上とし、代表者は最大出資比率の構成員とし、代表者は以下の①～⑨の要件を満たしている者とし、その他の構成員は以下の①～⑦の要件を満たしているものとする。

※出資比率とは、「共同企業体運営のための財産的基礎の構成員間における分担の割合、当コンストラクション・マネジメント等業務委託により生じる利益の配分（あるいは損失の分担）の割合」をいう。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当していないこと。
- ② 会社更生法、民事再生法等により更生又は再生手続きを開始していないこと。また、破産法に基づく破産手続き開始の申立又は破産手続中のものでないこと。
- ③ 会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがなされていない者であること。
- ④ 銀行取引停止処分がなされていない者であること。
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は国分寺市暴力団排除条例（平成24年条例第21号）第2条に掲げる暴力団員等及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。
- ⑥ 法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税を完納していること。
- ⑦ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の3第1項に基づく一級建築士事務所の登録が行われていること。また、建築士法第10条第1項の規定による処分を受けている者が所属していないこと。
- ⑧ 委託者の業務支援を行うコンストラクション・マネジャー（CMr）として公共施設又は民間施設のCM業務を受託した実績があること。

- ⑨ 日本コンストラクション・マネジメント協会の認定コンストラクション・マネジャー（以下「CCMJ」という。）が1名以上所属していること。

(2) 配置技術者の要件等

本業務で配置を予定する管理技術者等の条件は、次のとおりとする。

① 管理技術者

CCMJ及び一級建築士の資格を有し、公共施設又は民間施設の建築工事においてCCMJとして、CM業務に携わった実績があること。

② 各分野の主任担当者

各分野の主任担当者は、以下に掲げる資格及び実績を有する者を1名以上配置すること。

ア 建築（総合）

一級建築士の資格を有する者で公共施設又は民間施設のCM業務に携わった実績があること。

イ 建築（構造）

構造設計一級建築士の資格を有する者で公共施設又は民間施設のCM業務に携わった実績があること。

ウ 電気設備

設備設計一級建築士又は建築設備士の資格を有する者で公共施設又は民間施設のCM業務に携わった実績があること。

エ 機械設備（給排水衛生・空調換気）

設備設計一級建築士又は建築設備士の資格を有する者で公共施設又は民間施設のCM業務に携わった実績があること。

オ 建設コスト管理

建築コスト管理士又は建築積算士の資格を有する者で2,000㎡以上の公共施設の積算業務に携わった実績があること。

カ 監督員補助業務

一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有する者で2,000㎡以上の公共施設建設に係る工事監理者または監理技術者として携わった実績があること。

③ 備考

・管理技術者及び建築（総合）主任担当者の兼務は認めない。

- ・管理技術者と建築（総合）主任担当者については、直接的な雇用関係であること。
- ・実績等については、資格証または合格証明書の写し、契約書の写し、TECRIS、PUBDISの写し等で、施設延床面積、施設の種類を特定できるものなど、要件に該当することが正確に確認できる資料を添付すること。

(3) 共同企業体による参加

共同企業体による参加をする場合は、次のとおりとする。

- ① 共同企業体とは、事業者がJVを組成するものとし、協力事業者としての関係にあたる場合を除くものとする。
- ② 共同企業体は、出資比率が最大であり、かつ管理技術者が在籍する事業者を、代表者として定めるものとし、代表者が手続きを行うものとする。
- ③ 単独で本プロポーザルに参加しようとする者は、他の参加者である共同企業体の構成員になることはできないものとする。
- ④ 1事業者が複数の共同企業体の構成員となることはできないものとする。
- ⑤ 共同企業体により参加申込みをした後においては、当該共同企業体の代表者の変更については、資格を満たしている場合認める。
- ⑥ 実績は、契約書・協定書等の写しの提出により証明できること。
- ⑦ 共同企業体により参加した際は、代表者の有する実績を審査の対象とする。

(4) 制限事項等

※応募者1者につき複数の提案は認めない。

※本プロポーザルに対し参加表明した者は、令和7年4月1日に公募資料を公表した「国分寺市旧庁舎利活用事業事業者選定公募型プロポーザル」には参加することができない。

【参考】国分寺市旧庁舎用地利活用事業事業者選定公募型プロポーザル 公募資料 国分寺市ホームページ

(<http://www.city.kokubunji.tokyo.jp/index.html>)

> 発注・入札 > 「国分寺市旧庁舎用地利活用事業事業者選定

6 実施要領等の取得について

(1) 掲載期間

令和7年4月25日（金）から令和7年5月23日（金）午後5時まで

(2) 取得方法

国分寺市ホームページ (<http://www.city.kokubunji.tokyo.jp/index.html>)

> 発注・入札 > 「国分寺市旧庁舎用地利活用事業コンストラクション・マネジメント業務委託に関する公募型プロポーザルの実施について」よりダウンロード

7 企画提案参加申込書の提出

企画提案をしようとする者は、参加表明をしたうえで以下のとおり企画提案参加申込書を作成し、提出しなければならない。

(1) 提出書類

企画提案参加申込書を提出する者は、次に掲げる書類等に必要事項を記入し、押印のうえ、指定された部数を提出すること。なお、完備されていない書類は一切受け付けないので留意すること。

■ 提出するもの

番号	書類名称	様式	紙部数
①	企画提案参加申込書	様式第2号	1部
②	契約実績届出書 ※1 ※2	様式第3号	1部
③	企画提案書表紙 添付書類（CM業務実施方針、テーマ別提案）※3	様式第4号 任意	正本1部 副本7部
④	見積書	様式第5号	1部
⑤	事業者概要書 ※4	様式第6号	1部
⑥	・直近の法人事業税（地方法人特別税を含む）の納税証明書 ・納税証明書その1（法人税） ・納税証明書その1（消費税及び地方消費税） ・財務諸表（直近1年の貸借対照表、写し可）		各1部
⑦	JVの組成を証明する書類（協定書等）の写し※5	任意	1部
⑧	技術者の経歴 ※6 技術者の資格を証する書類の写し	様式6-1～7 任意	1部
⑨	技術者の雇用を証明する書類の写し ※7	任意	1部

書類は、①から⑨の順序で製本し、インデックスを付け、A4縦ファイルに綴ったう

えで、表紙及び背表紙に「国分寺市旧庁舎用地利活用事業コンストラクション・マネジメント業務委託の実施について」を記載し、提出すること。

※1 J Vによる応募の場合、代表者のみ提出すること。

※2 平成 27 年度から令和 6 年度までの間に地方公共団体又は民間事業者から委託された CM 業務の契約内容を記載すること。

※3 ③企画提案書表紙及び添付書類のみ、正本のほか副本 7 部を提出すること。

※4 J Vによる応募の場合、各事業者で提出すること。

※5 必要な場合

※6 資格証または合格証明書の写し、契約書の写し、TECRIS、 PUBDIS の写し等で、施設延床面積、施設の種類を特定できるものなど、要件に該当することが正確に確認できる資料を添付すること（必要最小限とすること）。

※7 管理技術者及び建築（総合）主任担当者のみ提出すること。

(2) 提出場所（事務局）

〒185-8501 東京都国分寺市泉町 2－2－18 国分寺市役所 4 階
政策部公共施設マネジメント課

(3) 提出期間

令和 7 年 5 月 19 日（月）から令和 7 年 5 月 23 日（金）午後 5 時までを期限とする。ただし、提出時間については、午前 9 時から正午及び午後 1 時から午後 5 時まで。

(4) 提出方法

郵送（提出期限に必着）又は提出場所に持参とする。なお、持参の場合は必ず事前に電話し、提出日時の確認をとること。

電話：042-325-0114

なお、電話受付時間 閉庁日を除く午前 9 時から正午、午後 1 時から午後 5 時まで。

8 企画提案

企画提案書は、以下の事項について簡潔に記載すること。

(1) CM 業務実施方針

CM 業務実施方針は、次の①～④項目について、A 4 縦、片面 4 枚で簡潔に記載すること。

- ① 本業務に対する基本的な考え方
- ② 本業務に対する取組方針
- ③ 本業務における体制と担当チームの特徴
- ④ 本業務における監督員補助業務の役割（市業務の補助として）

(2) テーマ別の提案

提案は次の①～③のテーマについて行うものとし、テーマごとにA3横、片面4枚で、簡潔に記載すること。

- ① 市と関係者との調整に際する創意工夫について
 - A 複合公共施設の特性を考慮した工夫・配慮
 - B 民間活用事業と複合公共施設の一体性を考慮した調整の具体的方法について
- ② コスト管理の具体的手法について
- ③ CM方式を採用した他事例を踏まえた、本業務へのフィードバックについて

(3) 作成上の留意事項

提案は文章での表現を原則とし、文字の大きさは原則10.5ポイント以上とすること。文章を補完するために必要な概念図や表、イメージ図等を使用し、考え方をわかりやすく簡潔に記載すること。

9 審査方法及び審査結果の発表

(1) 審査

受託者の選定にかかる審査（一次審査及び二次審査）は、「国分寺市旧庁舎用地利活用事業コンストラクション・マネジメント業務委託事業者選定審査委員会」（以下「審査委員会」という。）が行う。

(2) 選定方法

本プロポーザルの選定は、一次審査を行い、二次審査への通過者を絞り込む。二次審査は、プレゼンテーションを行い、優先交渉権者及び次点者を選定する。審査は、一次審査、二次審査ともに非公開とする。

① 一次審査

一次審査は、参加申込書等を提出した者のうちから(3)失格事項に該当するものを除き、書類審査（本実施要領8(2)に示すテーマ別の提案を除く）により、二次審査対象となる者を選考する。この場合、一次審査の配点の6割以上

の得点があることを条件とする。

- ・選定者数は、得点の高い順に上位3者以内とする。なお、合計得点が同点である参加者が2者以上となった場合は、見積価格の低い順に選定し、見積価格も同額である場合は審査委員会の決定によるものとする。
- ・一次審査終了後、参加者全てに対して事務局から令和7年6月11日（水）（予定）に様式第9号で通知する。ただし、一次審査通過者には一次審査終了後、電話及び電子メールで通知する。
- ・公平性の確保のため、一次審査は提案書に提出者名を記載せず、整理番号にて審査を行う。

② 二次審査

二次審査は、本実施要領8(2)に示すテーマ別の提案の書類審査と合わせ、一次審査通過者がプレゼンテーションを行い、これに対し、審査委員会委員が質疑を実施し、優先交渉権者を選定する。

- ・実施日は令和7年6月30日（月）を予定しているが、場所や時間については一次審査通過者に対し別途通知する。
- ・優先交渉権者1者、次点者1者を選定する。
- ・プレゼンテーションは20分以内とし、質疑応答は20分程度とする。
- ・出席者は、本業務を担当する管理技術者、建築（総合）主任担当者を必須とし、その他参加者に所属する者の中から選出した2人の計4人以内（機器の準備及び操作をする者も含める）とする。なお、質疑応答は、管理技術者又は建築（総合）主任担当者において行うこと。
- ・使用する資料は、参加者が提出した企画提案書及びそこに記載した内容をパワーポイント等にて表現したもののみとし、それ以外の資料を使用した場合は失格とする。
- ・プレゼンテーションを行う際のパソコン等の機器は、各自で用意するものとする。ただし、映し出すプロジェクター等は事務局で用意する。
- ・公平性の確保のため、説明者は、審査時の説明に際して、社名を伏せることとする。そのため、審査時に事業者名等が特定できるような衣類やバッジ等は着用しないものとする。
- ・二次審査では、本実施要領8(2)に示すテーマ別の提案の提案内容審査と合わせ、プレゼンテーション及び質疑の内容を基に審査委員会委員が評価項目での評価を行い、一次審査及び二次審査の合計得点の最も高い者を優先交渉権者として、次点の判定をした者を次点者として選定する。この場合、優先交渉権者及び次点者ともに得点が総合点数の6割以上であることを条件

とする。なお、合計得点が同点である参加者が2者以上となった場合は、見積価格の低い順に選定し、見積価格も同額である場合は審査委員会の決定によるものとする。

③ 審査結果の通知・公表

審査委員会による二次審査終了後、結果を令和7年7月7日（月）（予定）に様式第10号で通知する。併せて、本件契約締結後、市のホームページで次の内容を公表する。

・評価集計表

また、契約締結事業者の企画提案書については、議会に資料を提出する場合がある。なお、国分寺市情報公開条例（平成11年条例第33号）第9条に該当する資料については、契約締結事業者の了承を得て公表する。

④ 開示事項

優先交渉権者にならなかった者は、その理由について次のとおり書面（任意様式）により市に対し、説明を求めることができる。市は、前述の者から説明を求められたときは、速やかに理由説明書を通知する。

- ・提出期限は、結果通知の消印日の翌日から起算して14日（閉庁日を除く）以内とする。
- ・事務局へ持参又は郵送（「特定記録郵便」又は「書留郵便」に限るものとし必着とする）で提出する。
- ・事務局の持参の場合、受付時間は、閉庁日を除く午前9時から正午及び午後1時から午後5時までとする。

(3) 失格事項

次に該当する者は、失格とする。

- ① 提出書類等、本プロポーザルに関して虚偽の事実が判明した者
- ② 提出書類の作成及び提出方法、提出期限を守らない者
- ③ 許容された表現以外の表現方法が用いられている者
- ④ 企画提案書及び二次審査において、故意に提案者が判別できるようにした者
- ⑤ 参加資格がなく提出書類を提出した者、または、契約締結までの間に参加資格を喪失した者
- ⑥ 審査委員会の委員または事務局関係者と本プロポーザルに関する接触を求めた者
- ⑦ 審査において、指定された時間に遅れた者
- ⑧ 第三者の著作権を侵害する提案をした者

- ⑨ 本実施要領 1 (7)に示す委託料上限額を超えた者
- ⑩ 本実施要領 5 (2)に示す要件を満たす管理技術者及び主任担当者を配置できない者
- ⑪ その他、審査委員会が不適格と認めた者

10 審査項目（評価基準）

「国分寺市旧庁舎用地利活用事業コンストラクション・マネジメント業務委託に関する公募型プロポーザル審査基準」のとおり。

11 その他

(1) 契約方法

① 優先交渉権者との契約の流れについて

市は優先交渉権者に選定された者と協議し、本業務に係る仕様を確定させる。

② 契約交渉及び見積書の提出

市は優先交渉権者と契約交渉を行い、見積徴収を行う。

③ 合意に至らなかった場合

優先交渉権者と契約条件等で合意に至らなかった場合、本プロポーザル終了後に失格事項に該当することが判明した場合、または地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定のいずれかに該当する場合には契約締結を行わないこととし、次点者と契約締結の交渉を行う。

④ 委託契約に関する事項

契約は、国分寺市契約事務規則の規定による。

(2) その他

① 本プロポーザルの参加に要する経費は、全て参加者の負担とする。

② 本プロポーザルに提出された書類の提出後における内容の変更は認めない。

③ 本プロポーザルは、1 者以上をもって成立とする。この場合、合計得点が総合点数の 6 割以上であることを条件とする。

④ 企画提案書は、国分寺市情報公開条例に基づく申請があった場合には、契約締結後、市は公開することができるものとする。ただし、公にすることにより事業者の権利利益を害する恐れや、競争上又は事業運営上の地位その他の社会的な地位が損なわれる可能性がある则认为られる場合は、協議のうえ公開しないものとする。

⑤ 提出された書類は、選考作業に必要な範囲等において複製する場合がある。

- ⑥ 提出された書類等一式は、返却しない。
- ⑦ やむを得ない事由により企画提案書に記載された管理技術者及び主任担当者を変更する場合は、提案時の管理技術者及び主任担当者と同等以上の資格及び実績を有する者を配置し、市が資格を確認の上、提案内容の継続性及び審査結果に支障をきたさないと判断した場合に限って変更を認める。
- ⑧ 優先交渉権者は市のホームページ等で公開する。
- ⑨ 本プロポーザルに係る提出書類の著作権は、参加者に帰属するものとする。ただし、本プロポーザルに関する公表及び本業務に関連して市が必要と認める場合には、提出された書類等を無償で使用できることとする。
- ⑩ 提出書類の中で第三者の著作物を使用する場合は、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）の規定により認められた場合を除き、当該第三者の承諾を得ること。また、第三者の著作権に関する責めは使用した参加者が全て負うこと。
- ⑪ 審査結果についての異議申し立ては認めない。
- ⑫ 参加申込書提出以降において、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、速やかに様式第 7 号により辞退の申し出を行うこと。なお、辞退届を提出する場合は、令和 7 年 7 月 7 日（月）午後 5 時（必着）までに持参（閉庁日を除く午前 9 時から正午又は午後 1 時から午後 5 時までに限る）又は郵送（「特定記録郵便」又は「書留郵便」に限るものとし必着とする）で提出することとし、併せてその理由を記載した書面（任意様式）を添付すること。